

議第23号

三島市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例案

三島市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例（昭和39年三島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三島市国民健康保険運営基金条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 国民健康保険事業の健全な運営に要する経費に充てるため、三島市国民健康保険運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 毎年度、基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

第3条第1項中「へ預金し、又は静岡県国民健康保険団体連合会へ貸し付けするものとする」を「への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」に改める。

第4条中「国民健康保険歳入歳出予算」を「国民健康保険特別会計歳入歳出予算」に改める。

第5条中「資金」を「経費の財源」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊岡 武士